

平成29年度

第12回大分県教育委員会 議事録

日 時 平成29年9月26日(火)
開会14時00分 閉会14時55分

場 所 教育委員室

平成 2 9 年度
第 1 2 回大分県教育委員会

【議 事】

(1) 議 案

第 1 号議案 平成 3 0 年度県立高等学校の入学定員について

第 2 号議案 平成 3 0 年度県立特別支援学校高等部・専攻科入学定員に
ついて

第 3 号議案 大分県文化財保護審議会臨時委員の委嘱について

(2) 報 告

①平成 2 9 年台風第 1 8 号に関する被害状況等について

②求償権住民訴訟最高裁判決について

(3) 協 議

①大分県教育功労者表彰について

(4) その他

【内 容】

1 出席者

委 員	教育長	工 藤 利 明
	委員	林 浩 昭
	委員	岩 崎 哲 朗
	委員	松 田 順 子
	委員	首 藤 照 美
	委員	高 橋 幹 雄

欠席委員なし

事務局	教育次長	岩 武 茂 代
	教育次長	木 津 博 文
	参事監兼教育財務課長	森 崎 純 次
	参事監兼学校安全・安心支援課長	宗 岡 功
	参事監兼特別支援教育課長	後 藤 みゆき
	参事監兼文化課長	佐 藤 晃 洋
	教育改革・企画課長	能 見 駿一郎
	教育人事課長	法華津 敏 郎
	福利課長	中 村 均 子
	義務教育課長	米 持 武 彦
	高校教育課長	姫 野 秀 樹
	社会教育課長	阿 南 典 久
	人権・同和教育課長	樋 口 哲 司
	体育保健課長	井 上 倫 明
	屋内スポーツ施設建設推進室長	山 上 啓 輔
	教育改革・企画課主幹（総括）	下 鶴 直 哉
	教育改革・企画課主査	三 浦 晃 史

2 傍聴人

8 名

開会・点呼

(工藤教育長)

それでは、委員の出席確認をいたします。
本日は、全委員が出席です。

ただいまから平成29年度 第12回教育委員会会議を開きます。

署名委員指名

(工藤教育長)

本日の議事録の署名委員でございますが、松田委員にお願いしたいと思っております。

会期の決定

(工藤教育長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりです。
会議の終了は15時15分を予定しています。
よろしく申し上げます。

議 事

(工藤教育長)

はじめに、会議は原則として公開することとなっておりますが、会議を公開しないことについてお諮りします。

第1号議案、第2号議案は、平成30年度の公立学校の入学定員を協議するものですが、各学校の現時点での志望状況など、一般に公開することが適当でないことも含め、率直に議論する必要があります。また、第3号議案及び協議の①は、人事に関する案件でございます。こうした

ことから、第1号議案、第2号議案、第3号議案及び協議の①については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、これを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りいたします。公開しないことに賛成の委員は挙手をお願いします。はじめに、会議は原則として公開することとなっておりますが、会議を公開しないことについてお諮りします。

公開しないことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

それでは、第1号議案、第2号議案、第3号議案及び協議の①は非公開といたします。

本日の議事進行は、はじめに公開による議事を行い、次に非公開による議事を行いますので、よろしくをお願いします。

【報 告】

①平成29年台風第18号に関する被害状況等について

(工藤教育長)

それでは、報告第1号「平成29年台風第18号に関する被害状況等について」能見教育改革・企画課長から報告いたします。

(能見教育改革・企画課長)

報告第1号「平成29年台風第18号に関する被害状況等について」ご報告いたします。1ページをお開きください。

台風18号は、9月17日(日)に本県に最接近し、「1. 県内の主な被害状況」に記載のとおり津久見市を中心に甚大な被害が確認されましたが、幸いにして児童生徒等の人的被害はございませんでした。

次に「2. 教育施設、文化財の被害状況」についてですが、まず、学校施設では44件の被害が発生しております。内訳は3ページから5ページにございます。主なものとして、小学校では津久見市立堅徳小学校や青江小学校において、床上浸水やグラウンドに泥土が堆積するなどの被害が発生しております。中学校では臼杵市立南中学校や津久見市立第一中学校において床上浸水等の被害、高等学校では津久見高校の特別教室棟や機械科実習棟、体育館等において、床上浸水や泥土堆積等の被害、佐伯鶴城高校において第2グラウンドに泥の流入等の被害が発生しております。

また、学校給食施設では津久見市の共同調理場のほか、同市立堅徳小学校、青江小学校、第二中学校の調理場でも床上浸水の被害が発生しており、いずれの学校においても給食の再開には至っておりません。

なお、資料の末尾に津久見市内の学校被災状況に係るカラー写真を添付しておりますので、併せてご参照ください。

次に、社会教育施設等では22件の被害が発生しております。内訳は6ページと7ページにございます。主なものとして、津久見市立図書館において床上浸水の被害が発生いたしました。図書には被害はございませんでした。体育施設では佐伯市の池船グラウンドゴルフ場に土砂が流入する被害が発生しております。

文化財の被害は13件ございます。内訳は8ページにお示ししております。国指定文化財では日出町の旧成清家日出別邸で漆喰の一部剥落等の被害、国登録文化財では大分市の帆足家分家住宅で壁の剥落がありました。県指定文化財では臼杵城跡の法面崩落、国東市の岩戸寺でも参道に土砂流入といった被害が発生しております。

資料1ページにお戻りください。次に「3. 学校の休校等」についてです。先週19日から21日までは津久見市内の小中学校・高等学校で臨時休校の学校がございましたが、今週に入り始業時間を繰下げています津久見高校を除き、全ての学校で通常授業を再開しております。

「4. その他被害」についてですが、現在工事中の屋内スポーツ施設から大分銀行ドームに繋がる地下通路から水が流れ込み、エレベーター4機が停止する被害が発生しました。うち2機は23日に復旧しましたが、残り2機は調査中となっております。なお、屋内スポーツ施設建設工事の遅れに繋がる被害はございません。

「5. 県教育庁の主な対応」についてですが、児童生徒の心のケアとして、県臨床心理士会と連携し、関係市教委・県立学校の要請に応じて、いつでもスクールカウンセラーを緊急派遣できるよう態勢を整えています。

また、この間津久見市の上水道が水質の問題から飲用に適さない状況にあったことから、県生活環境部と連携し、津久見市内の小中学校分を含め飲料水としてペットボトル（2L）1200本を津久見高校に手配するとともに、保戸島小・中学校には大分教育事務所の職員が直接配送したところです。

さらに、津久見市内の学校再開に当たっては、先週、大分教育事務所の職員が浸水被害を受けた学校の消毒作業等の援助に入るとともに、市教育委員会の活動を支援するため、昨日から職員1名を派遣しているところです。

最後に資料にはございませんが、JR日豊本線、豊肥本線の運転見合わせの影響を受け、正規の始業時間に間に合わない生徒がいることから、津久見高校の始業時間の繰下げ対応のほか、佐伯鶴城高校や佐伯豊南高

校では清掃時間を朝に変更するなど校時を入替えながら対応しています。

J R九州には19日から不通区間で代行バスを運行していただいておりますが、生徒が始業時間に間に合わない事態の発生を受け、増便等の要請を行ってきております。徐々に改善されてきておりますが、日々の状況把握を行う中で、引き続き企画振興部と連携を密にとり、J R九州に対応を要請してまいります。

報告は以上でございます。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました報告につきまして、ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(岩崎委員)

県立学校の施設等の復旧の状況や復旧の見込みについて教えてください。

(森崎参事監兼教育財務課長)

先日、津久見高校と津久見高校の第2グラウンドを見に行ってきました。第2グラウンドはそれほど大きな被害はございませんでしたが、津久見高校はかなり大きな被害を受けています。

現在、高等学校では7校で被害が出ており、業者が見つかるかどうかというのがありますが、津久見高校以外については早めの復旧ができるのではないかと考えています。

津久見高校については、玄関、格技場、多目的体育館の床下に泥が入っていますので、この泥を除いてから消毒をすることになります。床についても変形している部分がありますので、張り替えの必要もございました。そのため少し時間を要する部分もございましたが、可能な限り早期の復旧に向けて、専門業者と話を進めているところです。

(岩崎委員)

復旧の見通し等について関係者への連絡はどのような方法で行っているのでしょうか。

(森崎参事監兼教育財務課長)

現在、学校と打ち合わせを行い、学校側の要望なども伺っています。先ほど言いましたように床をはずす必要があるかなどを含めて専門業者の方と復旧方法について協議しているところでございまして、それらを固めながら工期の方も詰めて行きたいと考えています。工事になれば入札なども必要でございますので、少し時間が必要になると考えています。

(岩崎委員)

学校側に日程が伝わった後、その情報は学校側から生徒やその保護者にすぐに伝わるのでしょうか。

(工藤教育長)

学校が把握した時点ですぐに生徒や保護者に伝えるようになっていしますので、その点は心配ないと思います。いつ時点までに復旧するという目途が分かり次第、学校や関係者には知らせていきたいと考えています。

現時点では建物そのものの躯体等には問題はありませんでしたが、使用に耐え得る状況にはなっていません。建築業者も民家の復旧を優先すると思われまますので、そのようなことを考慮しながら、できるだけ早く対応したいと考えています。

(高橋委員)

被害に伴う小中学校、高等学校の通学路の安全対策について、通学路の泥を除去した後、衛生管理という面では生徒たちが通う通学路はどのような状況になっているのでしょうか。

(森崎参事監兼教育財務課長)

通学路とともにグラウンドにもかなり泥が堆積しており、それを含めた対応が必要になっています。

現在、業者と打ち合わせを行っているところですが、グラウンドの泥の除去はすぐに対応できるものですので早急に対応したいと考えています。

(高橋委員)

津久見市では、依然としてかなりの通学路に泥が堆積している状況がありますので、通学路だけでも早急に整備していただきたいと思います。

また、日豊本線はまだ未復旧の状態、学校側も授業繰下げ等で対応しているようですが、代行バス等の代替手段をどのように考えていますか。

(能見教育改革・企画課長)

現状では、JR九州が代行バスを1台でも多く確保するようにバス会社と調整しております。一義的にはJR九州に対応いただくものと考えており、私立学校も含めて通学の状況等をお互いに共有し、企画振興部とも情報共有を図ったうえで対応を行っていきたいと考えています。

(高橋委員)

安全安心に生徒が通えるようにお願いします。

(岩崎委員)

文化財の被害が相当出ているとのことですが、被害にあった文化財の復旧について、優先順位みたいなものがあるのでしょうか。

(佐藤参事監兼文化課長)

それぞれの被害状況を確認しながらということになりますので、特にこれを優先するということとはございません。全ての文化財の復旧に向けて市町村と被災状況や修復方法等を協議しながら進めてまいります。

(工藤教育長)

どれを優先するということではなく、できるものからすぐに取りかかります。

(松田委員)

高齢者の方から伺った意見ですが、高齢者だけで住んでいるところでは片付けが大変ということです。一方でボランティアが不足しているとも伺っています。高校生は授業が優先ということも解りますが、こういう時ですので「高校生のボランティアを要請できないか」という声も届いています。

(姫野高校教育課長)

土曜日、日曜日には、学校によっては部活動での活動として取り組まれたり、ボランティアを希望する高校生が福祉ボランティアとして活動しているという話を伺っています。

(工藤教育長)

まだ、被害そのものが収まったということではありません。給食の再開、保戸島の水の問題等もございますので、そのような点についても留意しながら出来るだけの対応をしていきたいと思っております。

②求償権住民訴訟最高裁判決について

(工藤教育長)

次に、報告第2号「求償権住民訴訟最高裁判決について」法華津教育人事課長から報告いたします。

(法華津教育人事課長)

去る9月15日に「求償権行使に係る住民訴訟について」最高裁判決

がありましたので報告します。

1 ページをご覧ください。まず、「本件の概要」及び「当事者」についてですが、お手元の資料の1及び2に記載のとおりです。

次に、これまでの経過についてであります。「3」にありますとおり、平成27年3月の大分地裁（第一審）では、③にある元教育審議監ら関係者に対して、県が求償権の行使を怠っているので請求せよとの判決がありました。しかしながら、「4」にありますとおり、平成27年10月の福岡高裁（第二審）では、原告である「おおいた市民オンブズマン」らの請求を全て退け、県が勝訴したところです。

2 ページの「5」が9月15日（金）の最高裁判決の内容であります。

まず、（1）判決の結果は、「原判決（第二審判決）を破棄し、福岡高裁へ差し戻す」というものであります。

次に、（2）最高裁判所の判断の要旨は「（元教育審議監の）退職金返納額に相当する部分について求償権を行使しないことが違法な怠る事実にあたらないとした原審（福岡高裁）の判断には、判決に影響を及ぼす明らかな法令違反がある」というものでした。

（3）理由としては、①本件不正は悪質なものであり、その結果も重大であった、②求償すべき金額から退職手当返納額を当然に控除することはできない、③本件返納の実現が確実でなかった等の抽象的な事情のみから直ちに求償権の行使は制限されない、というものでした。

（4）差し戻し後の審理については、不正が行われるに至った経緯などに照らし、求償権の行使が制限されるべきであるといえるか否か等について更に審議を尽くすよう判示されたところです。

今後の対応につきましては、「6」にありますとおり、判決内容を十分に精査した上で、福岡高裁において、県としての考え方を主張してまいりたいと考えております。以上でございます。

（工藤教育長）

ただ今説明のありました報告につきまして、ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

（岩崎委員）

最高裁の判断については、重く受け止めなければならないと考えます。差し戻し後の審理では、ここに書かれている不正が行われるに至った経緯、不正に対する県教育委員会の責任の有無及び程度、不正に関わった職員の仕事、関与の態様、本件不正発覚後の状況等について、この点が求償権行使が制限されるかどうかの判断基準になりますので、県教育委員会としては事件を担当する弁護士と十分協議をして、主張・立証を尽くしてほしいと思います。上記の内容については、これまでもPTの資料等において一定程度明らかとなっております。差し戻し審の裁判においては、こ

これらの内容を再度検討していただき主張・立証すべき点をきちんとして
いただきたいと思います。

(工藤教育長)

差戻しということでまだ審理が続きますので、しっかり我々の主張を
していく必要があると思っています。

(工藤教育長)

他にございませんでしょうか。

それでは、先に非公開と決定しました議事を行います。その前に、
公開でその他、何かございませんか。

では、非公開の議事を行いますので、関係課長のみ在室とし、その他
の課室長及び傍聴人は退出してください。

(関係課以外及び傍聴人退出)

【議案】

第1号議案 平成30年度県立高等学校の入学定員について

※非公開であったが意思決定がなされたため要旨を公開するもの

(教育委員会事務局)

〈説明概要〉

- ・ 中学校卒業予定者数の推移について
- ・ 入学定員（案）について

(教育委員からの意見)

- ・ 各地域から要望等も上がっていると思うので、決定後には地域に対し丁寧な説明をしていただきたい。
- ・ 普通科、商業科などの専門系も含めて、県内のどこの高校に通っていても同じようなレベルの教育が行われるという意味で、例えばインターネットなどで様々な先生方の授業を受講できるなど、新しいことに取り組んでもらいたい。

(教育委員会事務局)

- ・ 特に、地域の普通科進学校については、高校教育課としても最大限支援を行っていきたい。

(第1号議案 承認)

第2号議案 平成30年度県立特別支援学校高等部・専攻科入学定員について

※非公開であったが意思決定がなされたため要旨を公開するもの

(教育委員会事務局)

〈説明概要〉

- ・ 策定の考え方について
- ・ 進路希望調査の結果について
- ・ 入学定員(案)について
- ・ 訪問教育実施校について

(教育委員からの意見)

- ・ 訪問教育では、特別支援の専門家が幼稚園、保育園、こども園などを訪問していただけるのはありがたいとの声を聞いている。また、依頼の手続き等もしっかりして頼みやすいと言っていた。
- ・ 市町村教育委員会と一層連携を図り、訪問教育に取り組んでいただきたい。

(第2号議案 承認)

第3号議案 大分県文化財保護審議会臨時委員の委嘱について

(工藤教育長)

次に、第3号議案「大分県文化財保護審議会臨時委員の委嘱について」提案しますので、佐藤参事監兼文化課長から説明いたします。

(説明)

(工藤教育長)

ただいま説明のありました議案について、審議を行います。ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(工藤教育長)

それでは、第3号議案の承認についてお諮りいたします。第3号議案を承認される方は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第3号議案については、提案どおり承認します。

【協 議】

①大分県教育功労者表彰について

(工藤教育長)

次に、協議の①「大分県教育功労者表彰について」能見教育改革・企画課長から説明いたします。

(説 明)

(工藤教育長)

ご質問・ご意見のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(工藤教育長)

他にありませんでしょうか。それでは、今回の協議の結果を踏まえて、進めていきたいと思えます。

(工藤教育長)

それでは、最後にその他、何かございますか。
それでは、これで平成29年度第12回教育委員会会議を閉会します。
お疲れ様でした。